

会議の名称	平成29年度第1回福津市郷づくり推進協議会代表者会議	
開催日時	平成29年5月23日（火）13:30～14:30	
開催場所	市役所別館 1階大ホール	
委員	<p>【出席者】※（）は欠席</p> <p>勝浦：新海悦生、伊熊泉 津屋崎：山脇清、御厨忠男 宮司：坂根康廣、藤山昇 福間：小山勝昭、中村勝利 神興：掛札剛一、富松享一 上西郷：今里幸和、檜原純江 神興東：保本周司、中村良三 福間南：（原秀俊）、川原睦夫</p>	
郷づくり マネージャー ・専任事務局員	<p>【出席者】</p> <p>戸畠貴子、大神常男、三原道雄、和田日登美、原俊久、石田まなみ、古里美津子</p>	
職員	永島地域振興部長、堀田防災安全課長、松崎防災安全課安心安全まちづくり係長	
事務局	花田郷づくり支援課長（地域振興部理事）、石井郷づくり支援係長、梶原郷づくり支援係員	
会 議	内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>市長あいさつ</li> <li>会長・副会長の互選</li> <li>出席者の自己紹介</li> <li>依頼・説明事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>①福津市一斉防災訓練（11月11日実施予定）について（防災安全課）</li> <li>②福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について（郷づくり支援課）</li> </ul> </li> <li>その他</li> </ol>
	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・席次表</li> <li>・平成29年度福津市郷づくり推進協議会代表者会議 名簿</li> <li>・福津市郷づくり推進協議会代表者会議設置要綱</li> <li>・平成29年度福津市一斉防災訓練実施要領</li> <li>・福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について</li> </ul>

会議内容（要点）
1. 市長あいさつ 市長があいさつを述べた。
2. 会長・副会長の互選 会長：坂根会長 副会長：掛札会長 副会長：小山会長
3. 出席者の自己紹介 出席者が自己紹介を行った。

#### 4. 依頼・説明事項

①福津市一斉防災訓練（11月11日実施予定）について（防災安全課）  
防災安全課が福津市一斉防災訓練のお知らせと依頼をした。

委員

訓練参加票は、どの組織単位で提出するのか。

防災安全課

自治会でも郷づくりでもどの単位でも構わない。

委員

備蓄品に食料は今後追加になるのか。

防災安全課

協議会には備品の管理をお願いしているが、消費期限があるものは基本的に市で保管。

委員

昨年度、自衛隊の派遣を要請したがダメだった。今年はぜひお願いしたい。

委員

防災士の指導内容は、消防署と同じか。

防災安全課

防災士は道具の準備はできないが、訓練の指導や講演などはできる。

委員

昨年は訓練場所の小学校体育館の使用について、学校に連絡がいっておらず、グラウンドを急遽使用して対応した。今年は登校日と聞いているが、会場使用と学校行事の調整は担当部署で連絡調整をお願いしたい。

防災安全課

今年は小学校は全て登校日であり、学校とは連絡調整を行う。

委員

食料等の備蓄品の配布量想定は市全体の何%なのか。

防災安全課

想定被災者は2,400人で、それに必要な食料の保存年限が5年、水は12年。それをそれぞれ1年ずつ入れ替えていく予定で、今回は入れ替える1年分の量。

委員

訓練では学校と体育館を準備する前日から当日までの利用の申し込みをシルバー人材センターに申し込んでいるが、わざわざ申し込まなくても良いようにしてほしい。

委員

一般利用として申し込むと2ヶ月前しか取れることになり、手続きに必要な書類は用意するので、市で調整してもらいたい。

委員

小学校が工事中のため、訓練は会場が使えるのか。

防災安全課

確認して、後日お知らせする。

委員

参集訓練の際、タオルをぶら下げてしまうと留守宅であることが分かってしまうという指摘があるため、防犯上の問題から警察にパトカー巡回のお願いをしてもらいたい。

防災安全課

警察と打ち合わせを行う。

②福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について（郷づくり支援課）  
郷づくり支援課が福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置の説明をした。

会長

策定会議を原案のとおり設置することに同意か否か。

委員 一同同意

5. その他

特になし

**【配布資料】**

席次表

平成 29 年度福津市郷づくり推進協議会代表者会議 名簿

福津市郷づくり推進協議会代表者会議設置要綱

**【依頼・説明資料】**

平成 29 年度 福津市一斉防災訓練実施要領

福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について

# 平成 29 年度第 1 回福津市郷づくり推進協議会代表者会議 次第

平成 29 年 5 月 23 日 (火)  
市役所別館 1 階 大ホール  
13:30~14:30

1. 市長あいさつ

2. 会長・副会長の互選

3. 出席者の自己紹介

4. 依頼・説明事項

①福津市一斉防災訓練（11月11日実施予定）について（防災安全課）

②福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について（郷づくり支援課）

5. その他

---

## 【配布資料】

- 席次表
- 平成 29 年度福津市郷づくり推進協議会代表者会議 名簿
- 福津市郷づくり推進協議会代表者会議設置要綱

## 【依頼・説明資料】

- 平成 29 年度 福津市一斉防災訓練実施要領
- 福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について

## 平成29年度 福津市郷づくり推進協議会代表者会議 名簿

平成29年4月1日

地域名	役職	委員氏名	専任事務局員
勝浦地域郷づくり推進協議会 ☎ 52-2217	会長	しんかい えつお 新海 悅生	新 事務局員 みくりや ひろし 御厨 浩
	副会長	いぐま いずみ 伊熊 泉	
津屋崎地域郷づくり推進協議会 ☎ 52-1553	会長	やまわき きよし 山脇 清	新 事務局員 とばた たかこ 戸畠 貴子
	副会長	みくりや ただお 御厨 忠男	
宮司地区郷づくり推進協議会 ☎ 52-0780	会長	さかね やすひろ 坂根 康廣	新 事務局員 おおがみ つねお 大神 常男
	副会長	ふじやま のぼる 藤山 昇	
福間地域郷づくり推進協議会 ☎ 72-1085	会長	おやま かつあき 小山 勝昭	新 事務局員 ながはま みつよ 長濱 光代
	副会長	なかむら かつとし 中村 勝利	
神興地域郷づくり推進協議会 ☎ 43-0621	会長	かけふだ ごういち 掛札 剛一	新 事務局員 ひろわたり さくお 廣渡 策生
	事務局長	とみまつ こういち 富松 享一	
上西郷地域郷づくり推進協議会 ☎ 72-5093	会長	いまざと ゆきかず 今里 幸和	新 事務局員 やまぐち えみ 山口 恵美
	副会長	ならはら すみえ 櫛原 純江	
神興東地域郷づくり推進協議会 ☎ 43-1421	会長	やすもと しゅうじ 保本 周司	新 事務局員 つるた たかこ 鶴田 隆子
	事務局長	なかむら りょうぞう 中村 良三	
福間南地域郷づくり推進協議会 ☎ 72-5138	会長	はら ひでとし 原 秀俊	新 事務局員 わだ ひとみ 和田 日登美
	副会長	かわはら むつお 川原 瞳夫	

※新：新委員・事務局員(平成29年度～)

事務局 郷づくり支援課 ☎ 62-5017	(地域振興部理事兼) 課長	はなだ たかのぶ 花田 孝信
	係長	いしい ひろまさ 石井 啓雅
	係	かじはら たつお 梶原 龍生
	係	いのうえ しんや 井上 進也
	係	しんかい よういちろう 新海 洋一郎
	係	なかむら あやか 中村 紗香

○福津市郷づくり推進協議会代表者会議設置要綱

平成25年4月1日

告示第95号

改正 平成28年4月1日告示第97号

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市みんなですすめるまちづくり基本条例(平成20年福津市条例第27号)第10条の規定に基づき、郷づくり推進協議会(以下「協議会」という。)相互の連携を図り、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 郷づくり推進協議会代表者会議(以下「代表者会議」という。)は、自主的な運営に努め、地域自治の課題解決に取り組むものとする。

(組織)

第3条 代表者会議は、各協議会から選出された、原則として男女各1名の委員をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 代表者会議に会長1名及び副会長2名を置き、その選出は、委員の互選によるものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないが、2年を限度とする。

(会議及び意見の聴取)

第5条 代表者会議は、会長が招集する。

- 2 代表者会議は、委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者全員の合意を得るよう努めるものとする。
- 4 代表者会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 協議会相互の連絡調整、意見交換及び研修に関すること。
  - (2) 各協議会の活動に関する実践交流会を開催すること。

- (3) 郷づくり地域及び自治会の課題解決に関すること。
  - (4) 行政機関、市議会及び市役所関係各課との連絡会議を開催すること。
  - (5) 市との連絡調整に関すること。
  - (6) その他代表者会議において必要と判断される活動
- 6 代表者会議は、まちづくりに関して市長に提言を行うことができる。
- 7 市長は、まちづくりに関して、代表者会議に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 代表者会議の事務局は、地域振興部郷づくり支援課に置く。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、代表者会議の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

#### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第97号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

# 平成29年度 福津市一斉防災訓練実施要領

## 1.一斉防災訓練の目的

家庭や地域、学校、事業所等で、全市一斉の訓練を行い市全体の防災意識や防災力の向上を図る。

## 2.平成29年度の目標

### 【目標】 一人ひとりが、自分の身の安全を守る

熊本地震やその他災害の教訓では、被害をできるだけ少なくするために、「一人ひとりが自分の身の安全を守る」ことです。

特に災害が発生したときは、まず、自分が無事であることが最も重要です。災害に備え、自分の家の安全対策をしておくとともに、家の外において地震や津波などに遭遇したときの、身の安全の守り方を知っておきましょう。

平成29年度の必須の訓練は、下記想定の元、防災行政無線を合図に、家庭や地域、学校、事業所等において、情報の把握の仕方や、自分の身を守る訓練を行うことを目標とします。

#### 災害の想定

○西山断層を震源に大規模な地震が発生。市内の老朽家屋や塀は崩れ、ライ

フラインや道路、通信網は寸断。

○規模 マグニチュード 7.5 震度 6強

津波の心配はなし

※任意訓練の詳細な想定は、各々の訓練計画に合わせて設定してください。

## 3.実施期日（基準日）

平成29年11月11日（土）

## 4.対象者（団体）

家庭、自治会、郷づくり推進協議会、自主防災組織、学校、事業所、市職員等

## 5. 必須の訓練 「一人ひとりが自分の身の安全を守る」

### (1) 家庭・地域が行う訓練

#### ● 前日までの訓練

- ① 家族で防災（情報の入手方法、事前の備え等）について、話し合いましょう。
- ② 現金、預金通帳、医薬品、食料等の非常持ち出し品の保管場所、内容等の確認（実際に持ち出しても可）をしておきましょう。  
…非常持ち出し品チェックリスト例を参考。

#### ● 当日に行う訓練

- ① 情報（防災行政無線及びエリアメール）を入手する訓練
- ② シェイクアウト訓練
- ③ 無事に避難したことを知らせるタオルを玄関等の目立つ場所に掲示します。
- ④ 自治会の隣組等を単位とした集合点呼訓練
- ⑤ タオルの数や状況の把握訓練  
隣組→自治会→郷づくり  
※市へは、後日ご報告お願ひます。

### (2) 小学校が行う訓練

- ① 情報（防災行政無線及びエリアメール）を入手する訓練
- ② シェイクアウト訓練
- ③ 体育館または運動場への避難訓練。

### (3) 行政（市役所）が行う訓練

- ① 情報（防災行政無線及びエリアメール）を入手する訓練
- ② シェイクアウト訓練
- ③ 参集等訓練

## 6.任意の訓練（必須訓練に加え地域等と連携した訓練）

### (1)学校と地域が連携した訓練の例

- ①保護者への連絡
- ②子供を、学校から保護者へ引き渡す訓練
- ③指定避難所となっている学校において、地域住民等と連携した避難所の運営、炊き出し等

### (2)家庭、地域での訓練の例

- ①必須訓練の後、搜索、救助活動を行い、集団で指定避難所まで避難。
- ②隣組長は、指定避難所で、隣組の状況を自治会長に報告し、搜索、救助活動の支援を要請。
- ③自治会長は、自治会の状況を郷づくり推進協議会長に報告し、搜索、救助活動の支援を要請。
- ④地域性に応じた自由な発想により、各種防災講演会や研修会、技能取得訓練等を行います。
- ⑤その他、地域性に応じた自由な発想による各種訓練。

### (3)事業所での訓練の例

- ①従業員による安全行動指示、避難指示、来客の避難誘導等の模擬訓練。
- ②市災害対策本部への報告（仮定の状況で可）。
- ③けが人救助訓練。
- ④事業再開のための各種対策
- ⑤帰宅困難者等の一時収容施設となった場合の運営訓練。

### (4)行政（市役所）での訓練

熊本地震では市庁舎が崩壊したところもあります。発災後、行政は対策本部を立ち上げるなど速やかな対応が必要となることから、訓練では、福津市中央・駅東・日蒔野在住の職員を対象に、参集から初期段階で行わなければならない庁舎の機能点検や対策本部の設営準備等、対策本部を円滑に立ち上げるまでの訓練を実施します。

なお、各種訓練については、事前に市と訓練実施主体等が十分な協議、調整を行い、互いに連携、共働して実施するものとします。

## 7.全市一斉訓練内容（主要内容のみ）

前日

広報車による周知（市が実施）

当日

午前8時00分～

防災行政無線による訓練周知放送（予備放送）、

消防団による消防車での広報（地域による）

午前8時45分 発災

同 防災行政無線による放送

（震度6強の地震速報の内容に準じ、下記のとおり放送）

「訓練です。訓練です。」

サイレン長音

チャイム

「震度6強の地震が発生しました。火の始末をしてください。テレビ、ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。これは訓練です」

チャイム

順次 各地域等での訓練開始

午前8時45分から

福津市エリアイメール配信による放送

「訓練です。福津市に震度6強の地震が発生しました。避難指示を発令します。直ちに身を守る行動をとってください。これは訓練です」

（問い合わせ先は、福津市防災安全課（電話43-8107）です）

午前8時45分～正午

各地域で訓練実施

訓練終了

後日、市へ報告をお願いします。報告様式は別途添付。

## 8.訓練に係る経費及び備品の貸し出し等

訓練に係る経費は原則、各訓練実施団体等で負担をお願いします。

また、各郷づくりに配備している備蓄品は自由に使って構いません。

さらに、市の備蓄品（アルファ化米1,450食・飲料水1,224本／500ml）は希望する郷づくりと調整のうえ配布します。

## 9.訓練参加申し込み等

郷づくり推進協議会、自治会、学校、事業所は訓練をする場合、別紙「参加

申込書」をメール、ファックスで提出することとします。

訓練終了後、郷づくり推進協議会、自治会、学校、事業所等の訓練実施主体は、別紙実績報告書の提出をお願いします。報告書は目的達成のため、PDCAサイクルを実行するためのものであり、来年度以降につなげて行くためのものです。

## 10. 関係機関等のかかわり

### ○地域郷づくり推進協議会を担当する市役所職員

市役所職員は、地域担当職員であっても基本的に、行政が行います訓練に参加するものとしますが、担当する地域が支援を必要とする場合、訓練の補助、支援等を行うこととします。

### ○宗像地区消防本部（市から申し込みを行います。）

訓練を行う郷づくり推進協議会、自治会等で、訓練の監督、支援等を行います。訓練実施団体の要望等に基づき、初期消火訓練、救護訓練等を市消防団と連携して実施します。

### ○市消防団

訓練の周知活動及び交通安全等の安全確保を行います。地元で訓練が行われる分団は、消防本部と連携して訓練の支援及び補助等を行います。

### ○宗像警察署（市から申し込みを行います。）

避難訓練等を行う箇所等の交通安全等の安全確保（警ら）を行います。

### ○自衛隊（市から申し込みを行います。）

炊き出し訓練、資機材の展示、DVDの上映等による参加が可能です。

※ただし、消防署及び自衛隊については、福津市内において活動できる箇所数に制限があります。消防署は3箇所、自衛隊については1箇所となりますので、希望する団体が多数の場合は、市で調整させていただくことになります。

## 11. 広報

市公式ホームページに、訓練の趣旨を掲載。訓練後は、電話等で反省点などを確認し、今後に生かします。

市広報紙10月1日又は15日号に、訓練趣旨、内容等の詳細を掲載します。

## 12. 事務局

市総務部防災安全課安心安全まちづくり係

電話 0940-43-8107 FAX 0940-43-3168

(別紙)

## タイムスケジュール

11月10日（金）

	18時	19時	20時	21時
広報車巡回		➡		
家庭での避難袋点検	➡	➡	➡	➡

11月11日（土）

	7時	7時半	8時	8:45	9時	10時	11時	12時
広報車巡回		➡	➡	➡	必須の訓練		任意の訓練	
家庭・地域			➡					
地域・小学校						➡	➡	➡
小学校					➡	➡		
事業所					➡	➡		
行政（市役所）					➡	➡	➡	➡

## 全市一斉防災訓練参加票

住 所

名 称

訓練参加予定数（概数で可）

訓練内容（概要で可）

消防署等関係機関の招聘要望

（希望がある場合は7月31日までに提出してください）

担当者等の連絡先

氏 名

連絡先電話番号

返信先

〒811-3293 福津市中央1丁目1-1  
福津市 防災安全課  
電 話 0940-43-8107  
F A X 0940-43-3168  
E メール anzen@city.fukutsu.lg.jp

## 訓練実績報告様式（必須訓練）

### シェイクアウトからの玄関先タオル巻き（防護・避難所移動訓練）

訓練実施主体		
訓練参加世帯等	タオルを巻いた世帯数	世帯
	避難者数	人
訓練時間	8時45分 から 時 分まで	
事故の有無	有	無
感想など		

様式は任意でも構いません

## 訓練実績報告様式（任意訓練）

### 郷づくり・自治会等で行った任意訓練

訓練実施主体	
訓練内容	
訓練参加人員等	
訓練時間	時 分 から 時 分まで
事故の有無	有 無
感想など	

様式は任意でも構いません

非常用持ち出し品確認票（例）

非常用持出品	確認欄
保険証・証書類	
現金やカード	
非常食	
飲料水	
携帯電話の充電器	
万能ナイフ	
ラジオ	
衣類	
ヘルメットやズキン	
救急医療品	
軍手	
カツバ	

## 自主防災組織訓練の概要

### 訓練をする前に

#### 地域を知る

自分の住んでいる防災の観点から点検を行い、崖や看板、ガラスの落下など危険と思われる場所や公民館、病院、公園など役に立つ施設がどこにあるかといったことを把握します。

#### 災害を知る

地震・津波・風水害その他災害に関して、発生のメカニズムなどについての知識を習得し、災害と被害の関係について学習します。

#### 人を知る

地域にどのような人がどのような時間帯に存在し、どの程度の活動が可能かを知っておくことが重要です。また、お年寄りや身体に不自由な方など災害時に支援が必要な人、救助活動ができる人も把握に努めます。

### 福津市内一斉防災訓練

平成29年11月11日（土）午前8時45分開始

次ページ以降の任意訓練は指導者が必要となります。

指導者は ①宗像地区消防本部（市を通じて申し込み）  
②日本防災士会 福岡県支部（福岡市早良区荒江）  
090-3197-0232 黒田



## 1 必須訓練

### (1) 目的

身の安全の確保、出火防止、初期消火など、地震発生直後に行う行動を習得する。

### (2) 訓練内容

#### ア 大きな揺れを感じた時（地震発生時：0分～1分）

- ・落ちついて、テーブルや机の下などで身を守る。
- ・ドアを開け、避難路を確保する。

※地震の揺れを感じたらすぐに火を消す。ただし、揺れが大きな場合は、無理をせず揺れがおさまってから火を消す。

#### イ 揺れが収まった時（1分～5分）

- ・火元を確認し、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチとブレーカーを切る。
- ・家族の安否を確認する。
- ・携帯ラジオなどで情報収集する。

※火災が発生したら初期消火を行う。自分で消火できない場合は、大きな声で、近所に応援を要請する。

#### ウ 避難開始（5分～10分）

- ・家屋の倒壊の恐れがある場合や避難勧告が発令された場合は、非常時持ち出し品を確認し、玄関先にタオルを巻き、隣近所で声を掛け合って、要援護者の方に対しでは、特に配慮する。
- ・安否状況、家屋の倒壊、道路の陥没など、避難中に収集した情報を情報班に伝達する。

※今回の訓練は組別で点呼をし合い訓練は終了です。

### (3) 準備用品（例）

非常持出袋（保険証・証書類、現金やカード、非常食、飲料水、携帯電話の充電器、万能ナイフ、ラジオ、衣類、ヘルメット、救急医療品、軍手、カッパなど

## 2 情報収集・伝達訓練

### (1) 目的

災害発生直後、住民は不安の中で情報を求め、また、市も地域の情報を求めている。この様な中で、不確かな情報やデマで混乱しないように、いち早く地域の情報を収集し、正確な情報を伝える方法を習得する。

### (2) 訓練内容

#### 防災関係情報の収集訓練

自主防災組織の災害対策本部（以下、「自主防災本部」と言う。）を設置し、市災害対策本部からの情報や気象情報などを、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオなどの報道機関から情報収集する。

情報班は、収集した情報をとりまとめ、自主防災本部で、ホワイトボードなどに記載し情報共有を図る。

#### 地域の避難・被害状況等の情報収集訓練

自主防災本部において、避難住民の確認及び安否確認を行う。また、避難住民から避難の際に得た情報（要救助者、建物・交通等の破損など）を自主防災本部に伝え、本部はその情報を、ホワイトボードに掲示した地区内の地図上に集約する。

情報班は、「いつ」「何が」「どこで」「どうした」の様にまとめる。

本部は、まとめた情報を市災害対策本部に電話等で連絡する。

#### 情報伝達訓練

市の発令した避難勧告や、ラジオ・テレビから得た情報を、本部でわかりやすい伝達文にして、伝達にあたる情報班員にメモで渡す。

情報班員への伝達は、口頭ではせず、必ずメモで伝達する。

情報班員は、地域分担して巡察し、サイレン付きメガホンなどを使って伝達する。

聴覚等に障害のある人、日本語が不自由な外国人などへの情報伝達に配慮する。

※訓練は模擬カードを使って行うと効果的です。

### 3 初期消火訓練

#### 目的

消火器、バケツリレー等による初期消火技術を習得する。

#### 訓練内容

##### 119番通報訓練

- ①「火災」か「救急」か、
- ②「場所」「建物名称や目標物」、
- ③火災の場合は、「何が燃えているのか」「逃遜はあるか（ないか）」、救急の場合は、「何がどうしたか」

※電話の内容を聞いた者がその情報だけで現場が特定できるかを検証

#### 水消火器などによる消火訓練

指導者から、水消火器の使用法や使用上の注意点の説明を受ける。

火点へ水消火器を使用する

#### バケツリレーによる消火訓練

指導者から、バケツリレーの注意点について説明を受け、10～20名程度のグループを作る。

消防用水利は、防火水槽や用水など地域の中で利用できる水利とする。

#### 煙中体験訓練

- (ア) 指導者から、煙の特性や人体への影響について説明を受ける。
- (イ) 煙を充満させた煙中体験テントの中に入り、火災現場を疑似体験する。  
タオルなどで鼻と口を覆い、呼吸を小さく鼻でする（肺に入れないと）

※水消火器や煙中体験訓練は消防署の指導に従ってください。

## 4 避難誘導訓練

### (1) 目的

安否確認、傷病者等の搬送を含む安全な避難誘導方法を習得する。

### (2) 訓練内容

#### ア 各戸～一時避難場所まで

自主防災本部の指示を受け、情報班とともに一時避難場所に避難するよう伝達する。この際、一人暮らしの高齢者や聴覚障害者等の方の情報伝達・避難誘導は特に配慮する。

#### イ 一時避難場所～市指定避難場所まで

一時避難場所で人員点呼し、安否確認を行う。また、負傷者や病人などがいる場合は、情報班にその旨を伝え、指定避難場所までの避難誘導方法（協力人員の要請を含む）を検討する。

自主防災本部より、市指定避難場所までの避難経路を確認し避難を開始する。避難に当たっては、避難者の前後に立ち避難誘導する。

避難の途中では、事故防止に留意する。また、倒壊の危険のあるブロックや塀を避け、高齢者や子供などのペースで避難する。

避難場所に到着したら、点呼をとり、全員の無事を確認し、避難完了を情報班に伝える。

※自宅から避難所までの間に危険個所の確認を事前にすることが大切です

## 5 救護訓練（応急手当）

### (1) 目的

傷病者の応急手当の方法を習得する。

### (2) 訓練内容

#### (ア) 骨折している場合

骨折している箇所に副子を当て、骨折部分を三角巾などで固定する。

副子がない場合は、代用品（雑誌、傘、割り箸等）などを使用する。

#### (イ) 出血している場合

##### (直接圧迫法)

出血している場合は、きれいなガーゼやハンカチを当て、強く押さえる。

出血が止まらない場合は、更にガーゼを重ね幅広い包帯やタオルで縛る。

##### (間接圧迫法)

足や腕などから出血したときは、親指や手のひらで傷口から最も心臓に近い動脈を強く押さえ、血の流れを止める。傷口の直接圧迫だけで不十分な場合に行う。

##### (止血帯法) //

傷口を強く押さえても、出血が止まらない時は、以下の対応をとる。

①傷口の少し上（5cm以上）を、タオルなどの丈夫な布で緩めに結ぶ。

②結んだ布の下に折れない棒などを差し込み、この棒を血が止まるまで静かに回す。

③出血が止まったら、棒が重ならないようにハンカチで固定する。

※このほかAEDの使用もあります。訓練の際は消防署の指導を受けてください

## 6 その他訓練

### ①簡易土のう作成訓練

#### (1) 目的

家庭にあるもので水の浸入を防ぐ方法を習得する

#### (2) 訓練内容

##### 水のう

ごみ袋を二重または三重にして、水をごみ袋の半分程度まで入れ、きつく縛ります。それから、出入り口などに隙間なく並べて使用します。

上記の水のうをダンボール箱に入れ、連結させて使用する。

水のうに比べて強度が増し、中に詰める水のうも積み重ねて使用することができる。

##### 止水版

出入り口などに長目の板などを立てかけて固定し、浸水を防ぎます。

板がない場合は、テーブル、タンス、事務用ロッカー、畳などで塞ぎ水の流入を防ぐこともできます

増水した場合は履き物は長靴は水が入ると動けなくなるので、スニーカーなどぬげにくいものがよい

※小規模な浸水で水深の浅い初期の段階で使用する。雨量や浸水の状況を見極め、危険を感じる前に早めに避難。

# 福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議の設置について

平成29年5月23日

## 1. 設置根拠

福津市郷づくり基本構想（仮称）策定会議（以下、「策定会議」という。）の設置については、福津市郷づくり推進協議会代表者会議（以下、「代表者会議」という。）設置要綱（平成25年4月1日福津市告示第95号）の下記の条項に基づいて設置するものである。

### 第5条（会議及び意見の聴取）

（略）

5 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。

（略）

（6）その他代表者会議において必要と判断される活動

## 2. 設置目的

策定会議は、市が策定した福津市郷づくり基本構想（仮称）（以下、「構想」という。）素案をもとに郷づくり推進協議会からの意見・要望等を反映して構想案を策定することを目的として設置する。

## 3. 所掌事項

策定会議の所掌する事項は、次のとおりとする。

- （1）構想素案をもとに構想案を策定するため会議等を開催すること
- （2）その他、策定会議が必要と認める事項

## 4. 組織

策定会議は、次のとおり代表者会議委員から8名と市地域担当職員から8名の合計16名をもって組織し、会員構成は〔別紙〕策定会議会員名簿のとおりとする。なお、会議等の出席について、〔別紙〕策定会議会員名簿の会員に限り代理出席を認めるものとする。

- （1）代表者会議委員から8地域で選出された各1名
- （2）市地域担当職員から8地域で選出された各1名

## 5. 任期

会員の任期は、所掌事務に掲げる事項が完了する日までとする。

## 6. 会議等

会議等は、次のとおり実施する。

- （1）会議は、事務局（庶務）の地域振興部郷づくり支援課が招集して進行する。
- （2）会議は、代表者会議開催日に合わせて設定し、代表者会議終了後に開催するものとする。なお、臨時で会議の開催が必要な場合には会員に相談して決定する。
- （3）会議以外に開催する事項は、会議で決定する。

## 福津市郷づくり基本構想（仮称）「策定会議」会員名簿

地域名	郷づくり推進協議会代表者会議委員		市地域担当職員		
	役職	会員氏名	役職	所属	会員氏名
勝浦地域	会長 副会長	◎新海 悅生 ○伊熊 泉	部長 理事兼課長 課長 課長	市民部 地域振興部郷づくり支援課 建設課 地域振興課	◎徳永 章 ○花田 孝信 ○岡本 雅文 ○堤田 達也
津屋崎地域	会長 副会長	◎山脇 清 ○御厨 忠男	部長 部長 局長 部長 課長	健康福祉部 地域振興部 議会事務局 総務部 うみがめ課	◎高橋 美幸 ○永島 働助 ○田中 英智 ○大賀 正晃 ○赤間 真一
宮司地区	会長 副会長	◎坂根 康廣 ○藤山 昇	課長 課長 課長 課長	広報秘書課 議事課 財政課 いきいき健康課	◎川崎 昇寿 ○石津 龍也 ○本多 研介 ○長野 健二
福間地域	副会長 会長	◎中村 勝利 ○小山 勝昭	課長 課長 局長 課長 センター長	税務課 保険年金医療課 監査事務局 防災安全課 児童センター	◎熊本 伸正 ○吉田 雅子 ○八尋 正文 ○堀田 典宏 ○大石 直子
神興地域	会長 事務局長	◎掛札 剛一 ○富松 享一	課長 課長 課長 課長 課長	会計課 郷育推進課 総務課 こども課 人権政策課	◎福田 慶子 ○安武 敏 ○重富 隆 ○神山 由美 ○青谷 哲也
神興東地域	会長 事務局長	◎保本 周司 ○中村 良三	局長 部長 課長 課長 課長	農業委員会事務局 都市整備部 教育総務課 都市管理課 下水道課	◎脇野 和浩 ○福嶋 良和 ○池田 弘毅 ○小田 幸暢 ○柳 俊弥
上西郷地域	会長 副会長	◎今里 幸和 ○楷原 純江	課長 室長 課長 課長	福祉課 世界遺産登録推進室 収納課 市民課	◎横山 清香 ○花田 博行 ○伊藤 孝裕 ○花田 千賀子
福間南地域	会長 副会長	◎原 秀俊 ○川原 瞳夫	課長 部長 理事兼課長 課長 参事兼主任指導主事	学校教育課 教育部 総務部行政経営企画課 高齢者サービス課 学校教育課	◎増田 耕治 ○溝辺 秀成 ○井上 廣幸 ○辻 優子 ○吉住 美津子

※◎印が会員、○印は代理出席を可とする。

[事務局（庶務）] 地域振興部 郷づくり支援課	地域振興部長	永島 働助
	(地域振興部理事兼) 課長	花田 孝信
	係長	石井 啓雅
	係	梶原 龍生
	係	新海 洋一郎

【業務委託業者】株式会社醇まちづくり技術研究所